



農業者数や農地の減少、小規模経営が多数といった本市の現状や国の動向を踏まえ、全体的な課題解決に寄与する共通事項を3つの〈基本方針〉として整理しました。

### I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

- ① 農業を親から継ごうとしている方、農業収入向上を目指す方、経験の浅い方、初めて農業に携わる方など農業の担い手が活躍することを目標とした施策の基本方針です。
- ② 新技術の活用・普及を通じて、労働負担の軽減・効率化・生産性の向上により持続可能な農業の実現を目指すとともに、川崎ならではの強み・特徴を活かして、より安定した経営に取り組めるよう経営改善を支援するなど、力強い農業経営の実現を目指します。



麻生区早野の田園風景

### II 適正な農地の保全・活用の促進

- ① 農地が持つ多面的な機能の保全に寄与する仕組みづくりや、農地活用の促進を目標とした施策の基本方針です。
- ② 農地は大災害時に一時（いつき）避難場所として機能していること、農地で育まれる緑が市民生活の安らぎに貢献していること、緑が維持されることで環境保全の役割を担っていることなど、農地が担う多面的価値を、市民にわかりやすく伝えていくことを目指します。



麻生区早野の農地

### III 市民と農業のつながる場・機会の拡大

- ① 農業者やJAセレサ川崎などの農業関係者のほか、様々な方と連携しながら、農業の魅力を体験できる場など様々な機会を生み出していき、市民の農業への理解を促進することを目標とした施策の基本方針です。
- ② 料理教室や直売会など、川崎の農を身近に見て、知って、感じることができる機会を通じて、市民と農の距離を近づけていくことを目指します。



市内産農産物を使った料理教室



## I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

### <1>担い手の発掘・育成・確保

#### <取組方針>

農業者数は年々減少傾向にあり、高齢化や後継者不足の課題も深刻化しているため、新たな担い手の確保や後継者の就農促進などを進めていく必要があります。

具体的な取組	内容
認定農業者や新規就農希望者に対する支援	<p>担い手の育成・確保のため、地域の農業をけん引する存在である認定農業者の増加に向けた取組や、新規就農希望者に向けた支援等を進めていきます。</p> <p>認定農業者の増加に向けては、農業収入の向上を目指す販売農家の経営支援を進め、認定農業者の指標となる年間農業所得・労働時間等の農業経営改善計画の達成を目指すための支援を進めていきます。</p> <p>また、新規参入に向けた農地マッチングや機械・設備等の導入支援など、JAセレサ川崎等と連携しながら取り組みます。</p> <p>技術面においては農業技術支援センターの取組を通じて支援していきます。</p>
女性・青年農業者団体が行う活動への支援	<p>今後の本市農業を担う農業者の育成・確保を目的として、農業者同士の情報共有や栽培技術の向上、また市民の農業理解を促進など、女性・青年農業者団体の活動への支援等を通じた農業者同士のネットワークづくりを行っていきます。</p>
農地マッチングの促進	<p>1年間耕作がされていない農地について、貸出希望とする農地があった場合には、農地中間管理機構や市に情報を提供、農地貸借に繋げる取組を進めていきます。</p> <p>また、農地貸借への抵抗感の緩和などの意識醸成も進め、担い手不在の農地について、地域の農業を担う農業者や新規就農希望者への集積を図り、農地を未来に渡って確保することにもつなげます。</p>



農業者への技術支援



ファーマーズクラブ



貸借希望の農地



## I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

### <2> 農業経営の改善の推進

#### <取組方針>

本市の持続的な農業の発展に向け、効果的な農業経営を推進することが望ましく、特に認定農業者等の高い営農意欲を持つ農業者への効果的な経営支援の必要性が高まっています。

具体的な取組	内容
農業経営支援・技術支援	主に経験の浅い農業者を対象とした農業技術指導の講習会等を通じて、農業収入の向上を志向する農業者等のニーズに応え、持続可能な農業の実現を目指します。 また、税制や資産管理等を踏まえた総合的な農業経営相談体制の構築による経営支援のほか、関係機関との連携による農業者同士の交流促進などに取り組みます。
援農ボランティアの育成	農業技術支援センターにおいては、農業者の労働力不足等に対応するため、市民を対象に、果樹や施設栽培等をテーマとした「かわさきそだち栽培支援講座」を実施し、援農ボランティアを育成します。
新技術（スマート農業等）、農業者への技術情報発信	農業収入の向上や労働負担軽減等をより一層推進するため、本市の経営形態に合った新技術（スマート農業等）の導入・普及に取り組みます。



農業経営支援



援農ボランティアの育成



#### コラム③

#### 【植物工場】

室内で気温や湿度、CO2濃度をセンサーで管理するなど、気候等の影響を受けにくく、安定的な栽培生産が見込まれるため、新たな手法として注目を浴びていますが、多額の初期費用等のコスト面が課題です。このような先進的な事例は農地が限られる本市において、安定的な農業経営を目指す取組の一つと考えられます。





## 5 施策の内容・目標となる指標 (2) 基本施策

### I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

#### <3>栽培技術の普及・向上 -1-

##### <取組方針>

1. 近年は気象条件の変化や農業資材の高騰などの社会変動により、営農環境が変化し続けています。こうした変化に対応するための生産性向上に向けた農業技術支援が必要です。
2. 持続的な農業経営を支援するため、農業技術支援の中核拠点である農業技術支援センターにおける一層の取組を進める必要があります。

具体的な取組	内容
農業収入の向上に向けた実証栽培の実施・情報発信	気象条件の変化や社会変動等に対応し、農業収入の向上につながる実証栽培、農業者への指導・情報発信等を行い、技術向上を支援します。
経験の浅い農業者等への指導・講習会の実施	経験の浅い農業者や新規就農者に対し、関係機関と連携しながら、講習会や技術的な相談・アドバイス等を実施します。
事業者等と連携した新技術の導入支援・普及	大学や民間事業者等と連携し、新技術の導入・普及に努めます。
環境保全型農業の推進	環境への負荷を低減する農業を推進するため、適正な肥料使用や病害虫対策が行えるよう、土壌分析や病害虫発生調査等を行い、農業者への情報発信に取り組みます。
川崎ならではの強み・特徴を活かした品種の普及・保存	長十郎や禅寺丸柿、のらぼう菜、岩ちゃん豆のように本市において古くから栽培されている品種の普及保存のほか、「川崎市農技1号」等の新たな品種の普及や関係機関と連携した新品種の育成等に取り組みます。



川崎市農技1号(かわさきつや菜)



#### 【岩ちゃん豆(いわちゃんまめ)】

岩ちゃん豆を知っていますか？麻生区黒川地区で栽培されていた伝統野菜で、白インゲン豆の仲間です。黒川の農家の川端岩蔵さんが長野県出身の知人から種をもらい、広めたため、通称「岩ちゃん豆」と呼ばれています。真っ白で丸く、ねっとりとした食感で甘みもある豆で、未成熟のさやで食べてもおいしい「二豆流」なのですが、栽培が難しく一度は栽培が絶えてしまったことも……。そんな中、農業技術支援センターでは毎年細々と種を採り続け、復活する日を待っていました。市制100周年を契機に伝統野菜にもう一度焦点を当て、生産者に紹介すると興味を持ってくれる方も現れました。次の100年にもレガシーとして残るように、引き続き普及に取り組んでいきます。



## 5 施策の内容・目標となる指標 (2) 基本施策

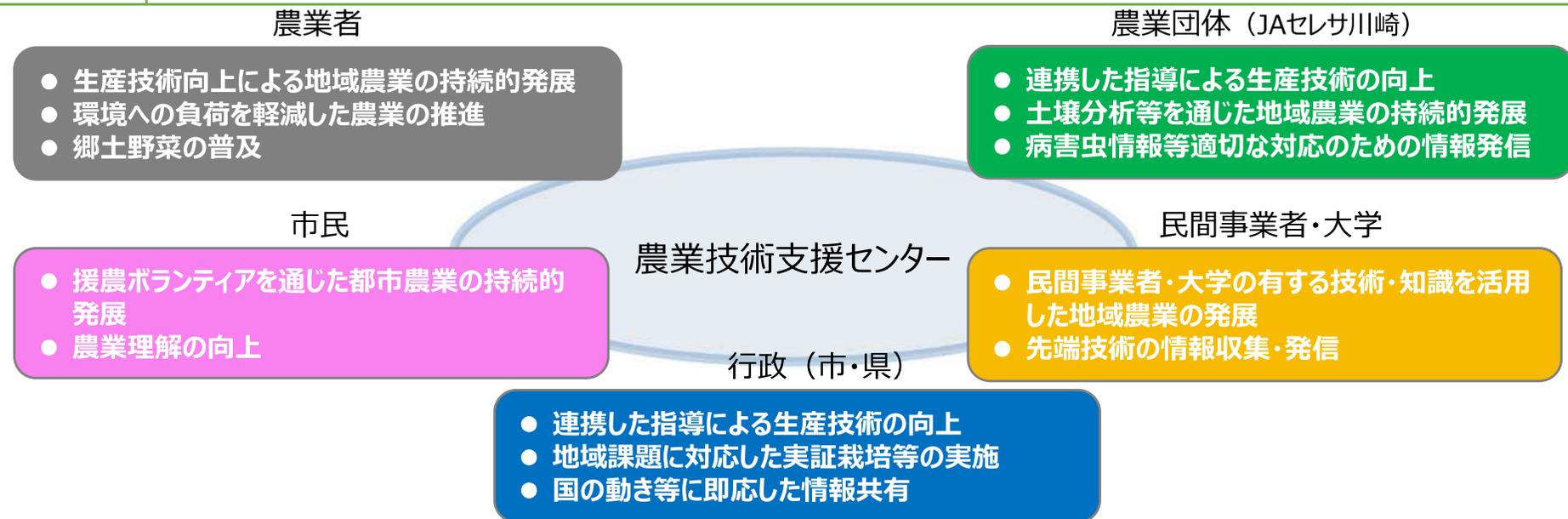
### I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

#### <3>栽培技術の普及・向上 -2-

#### 【農業技術支援の中核拠点としての農業技術支援センター】

本市の農業技術支援の中核拠点としての役割を担い、農業振興計画に掲げる目標達成のため、「技術指導」「担い手の育成・確保」「品種普及・保存」「情報発信」等の必要な機能を整理し、持続的な農業経営を支援していきます。

現状	農業技術支援センターは、これまで地域特性に合った技術指導・普及や新規就農者支援を通じて、本市農業における技術支援の中核拠点として地域農業の安定と持続的発展に貢献してきました。
課題	今後の技術支援として、気候変動による農産物の生育不良に対応した品種の提案や技術指導、国際情勢の不安定化に伴う肥料、農薬などの高騰に対応するための土壌分析結果を通じた適正な施肥指導などへの対応が求められています。また、築50年を超える管理棟等の応急的な補修が発生しています。
方向性	気象条件の変化、国等の動き、農業者を取り巻く地域環境・営農環境の変化等を踏まえて、各関係者と連携しながら対応することが必要です。
機能更新	都市農業の持続可能な発展に向けて、農業技術支援センターの必要な機能を整理するとともに、整備・運営手法を決定していきます。





## II 適正な農地の保全・活用の促進

### <4> 農地の適正利用の維持

#### <取組方針>

農地は減少傾向にあるものの、農産物の供給以外にも防災や環境保全、農業理解醸成など多面的な機能を有しており、良好な都市環境の構築や市民の生活環境向上に貢献していることから、農地の保全・活用に向けて、生産緑地制度の活用や農地の適正利用の推進とともに、認定農業者、農業後継者及び新規参入者などの担い手への農地マッチング等を進めていく必要があります。

具体的な取組	内容
生産緑地・特定生産緑地制度の活用	市街化区域内にある農地等が持つ緑地の役割を評価し、良好な都市環境を作るため、生産緑地制度を活用します。また、近く買取申出期限を迎える生産緑地について、特定生産緑地の指定を推進します。
違反転用防止、農地パトロール	農地パトロールや農地の利用意向調査を実施し、違反転用や遊休農地を未然に防ぐとともに、農業委員会・県・警察と連携し、所有者等に対して粘り強く是正指導を行っていきます。
農地マッチングの促進（再掲）	1年間耕作がされていない農地について、貸出希望とする農地があった場合には、農地中間管理機構や市に情報を提供、農地貸借に繋げる取組を進めていきます。 また、農地貸借への抵抗感の緩和などの意識醸成も進め、担い手不在の農地について、地域の農業を担う農業者や新規就農希望者への集積を図り、農地を未来に渡って確保することにもつなげていきます。
市民農園の推進 (未活用農地の市民利用による有効活用)	「農」に親しみたいとする市民ニーズに応えるため、都市農地の保全と活用に寄与している川崎市地域交流農園の管理を行うとともに、農業者が開設する各種農園の普及・啓発に取り組んでいきます。



都市農地減少の大きな要因の一つが、現在の相続税制度にあります。多くの市内農業者は兼業での農外所得を得ながら、安定的な農業経営を可能にしています。しかし、相続の際には、その資産価値から多額の相続税が発生し、農地を手放さなければならない農業者も少なくありません。

都市での農業経営を継続するために、本市としても都市農地を保全すべき観点から、制度見直しについて国等へ要望を行っていきます。

#### 【国への要望】



生産緑地の指定



農地パトロール



## 5 施策の内容・目標となる指標 (2) 基本施策

### II 適正な農地の保全・活用の促進

#### <5>地域特性に応じた活性化

##### <取組方針>

農業振興地域では、まとまりのある農地が存在している一方で、農業従事者の減少や高齢化に伴い、適正な利用が困難となり遊休農地化などの事例も生じているため、引き続き計画を適切に推進することで優良な農地を保全するとともに、地域の農業の活性化に向けた新たな農業従事者の発掘やイベントの実施等の取組が必要です。

具体的な取組	内容
農業振興地域での農業者・地域住民と連携したイベント等の開催	JAセレサ川崎が運営する大型直売所「セレサモス」を核にした情報発信、各地域での農業体験、農業者と地域住民等が連携したイベントの実施や、農業者が主催する地域農業の活性化に向けたイベント等の支援など、地域の活性化施策を行います。
地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）(※)の実現に向けた取組	農業振興地域の3地区（岡上・黒川・早野）における地域での話し合いを通じて、農地の集約化や担い手の確保等に取り組めます。

(※)農業経営基盤強化促進法により全市町村で策定が義務付けられた計画で、10年後を見据えて、農業者や関係機関等による協議の上、地域の農業の将来のあり方、対象区域、農地集積等の取組内容、目標地図等を定めたもの。本市では令和7(2025)年3月に策定



早野野菜マーケット



##### 【農業用施設の長寿命化】

農業振興地域には、地域の農業者が所有・管理する灌漑施設、農業用倉庫その他の共同施設が、昭和50年代の農地基盤整備と同時に設置されており、計画的な長寿命化が必要であることから、順次改修を進めているところです。

今後も施設の長寿命化を図るとともに、共同施設の今後の管理について、地域の農業者と意見交換を行っていく必要があります。



##### 【農家レストラン】

農家レストランとは、自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供している事業を指します。これまで国家戦略特区のみ実施されていましたが、令和2(2020)年の法改正により、全国展開され、農業者が自己の生産する農産物に加え、同一市内又は農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する場合は、農家レストランを農用地区域内に設置することが可能となりました。



## 5 施策の内容・目標となる指標 (2) 基本施策

### Ⅲ 市民と農業のつながる場・機会の拡大

#### <6>地産地消の推進

##### <取組方針>

1. 本市農地の65%が市街化区域内にあり、多くの農地が住宅と近接しているため、農業者は土埃、音、匂いなど周辺環境に配慮して農作業を行っています。また、カラスやアライグマなどによる農産物被害は近年増加傾向にあり、農業者の営農意欲の減退につながることから、地域住民と一体となった農業への理解醸成に向けた取組が必要です。
2. 本市中部以北に見られる農地が点在する豊かな農環境は、農業を継承し、地域活動の様々な役割を担う農業者等の責任感や努力により保たれており、豊かな農環境を次世代に継承するため、こうした地域を支える農業者の活動を情報発信していきます。

具体的な取組	内容
料理教室の開催、農産物直売会の支援	JAセレサ川崎、市、生産者等が組織する「かわさき地産地消推進協議会」等による、市内産農産物「かわさきそだち」を使った料理教室や食育活動の実施等を通じて、「かわさきそだち」の魅力に触れる機会を提供し、継続的な購買を促します。 農地が少なく、農業に触れる機会が少ない市南部の住民や転入間もない住民にかわさきの農業の認知度向上を図るため、南部でのPR強化に取り組みます。
JAセレサ川崎や市が実施する農業イベント等の情報の集約・発信	JAセレサ川崎の支店や市が開催する農業イベントをかわさき地産地消推進協議会がとりまとめてSNS等を活用して市民向けにPRするなど、より効率的、効果的なPR手法を模索し、市民の農業理解の深化を図ります。 市民向けに地域を担う農業者の活動や思いを発信し、豊かな農ある暮らしが身近にあることの喚起を促します。



#### 【学校給食への「かわさきそだち」供給拡大】

本市の中学校給食は平成29(2017)年度に開始し、JAセレサ川崎と教育委員会事務局が市内産農産物「かわさきそだち」の給食への供給拡大に向けて取り組み、平成30(2018)年度の約10tから令和6(2024)年度には約24tに使用量が増加しています。

本市の農業は各農業者の農地が狭小で、多くの農業者は少量多品目栽培であることから、農業者ごとの農産物供給量は限られています。こうした本市農業の営農環境のもとで供給量を拡大するには、JAセレサ川崎が各農家の農産物を集荷して給食センターに納入するなど、JAセレサ川崎の多大な協力が欠かせません。

「かわさきそだち」を使用した給食を提供する日に、生徒に生産者の説明を行うと、給食の残食率が低下する傾向があることから、「かわさきそだち」の若年層への認知度を向上させるためにも、「かわさきそだち」の提供日には説明しやすく、印象に残るような生産者の情報を学校に提供するなど、引き続きJAセレサ川崎、教育委員会事務局と連携した取組を進めていきます。





## 5 施策の内容・目標となる指標 (2) 基本施策

### Ⅲ 市民と農業のつながる場・機会の拡大

#### <7> 農業体験機会等の創出

##### <取組方針>

1. 市民の農に触れる機会の段階的なイメージは、  
①農産物の購入 ⇒ ②農業体験イベントの参加 ⇒ ③家庭菜園での栽培 ⇒ ④援農ボランティアの実施  
であり、こうした段階的な市民ニーズを踏まえ、農業者の持続的で安定的な営農環境を確保するため、農地の保全や農業理解の醸成に向けて継続して取り組む必要がありますが、農業者を含む民間事業者により普及している取組については、当初目的を踏まえて効果を検証し、見直しを行う必要があります。
2. 農業体験機会の創出により、市民の農業理解の醸成のほか、農業者が主催する農業体験イベントや、市内で増加傾向にあるイチゴの摘み取りなどの観光農園の来園者増加による農業収入の向上、援農ボランティアによる農業者の担い手不足解消、労力負担軽減を図ります。
3. 農業収入の向上や労力負担の軽減が“豊かな「農」ある環境の次世代への継承”につながることから、農業者が主催する農業体験イベントや観光農園のPR等に取り組みます。

具体的な取組	内容
農業体験機会の提供	若手農業者団体が実施する収穫体験イベントは、参加者が各農業者と触れ合うことにより、農業理解醸成のほか、各農園の顧客増加につながることから、引き続き取組を進めます。 農業は繁忙期と閑散期の波があり、天候に左右されるため、常時雇用よりも、随時人手を確保可能な仕組みが適しており、各農園の作業を支援する援農ボランティアが欠かせない取組となっていることから、農業者のニーズに沿った農産物の援農ボランティアの育成を継続します。
農業イベントの実施	JAセレサ川崎や庁内関係課、民間事業者等と連携し、効果的なイベントの実施に取り組みます。



##### 【農福連携の取組】

農作業を通じた障害者の活動の場づくりや社会福祉の理解促進を目的として、平成30年度から福祉交流農園をNPO法人と共同で運営しており、年に2回ほど収穫体験を実施しているほか、市内では社会福祉法人が主体となって農園を管理し、障害者と近隣の方が一体となって農業が営まれ、加工や販売なども行っている事例もあります。

一方、本市の農業者の多くが高齢かつ小規模であることなどにより、農業者が障害者の特性に合わせて工程を工夫することが難しく、少量多品目栽培の農園では状況に応じて新しい作業が発生するなど、障害者が農業の担い手として本市農家において従事していただくには課題があります。引き続き、福祉事業所等が主体となった農地の活用に向けた制度周知やマッチング支援などの農福連携支援に取り組んでいきます。



## 5 施策の内容・目標となる指標 (3) 成果指標

1. 次の3項目を成果指標として設定し、施策に取り組んでいきます。それぞれ、「農業経営」「農地確保」「市民との交流・理解」の3つの視点による基本方針と対応しています。
2. 農業者数・農地の減少及び担い手不足の課題への危機感を持った対応として、まず優先して取り組むべき3項目に絞っています。

### 成果指標

名称	現状	目標値	成果指標設定理由
① 認定農業者の経営体数	57経営体 (R6年度)	65経営体以上 (R11年度)	農業者数全体が年々減少傾向にある中で、新たな担い手確保・育成のためには、農業経営の改善・安定化に取り組む農業者数増加の取組が必要であり、その効果として自ら農業経営改善計画を作成し、市町村に認められた「認定農業者」の経営体数を指標としています。
② 市街化調整区域での農地貸借面積	13.2ha (R6年度)	19.6ha以上 (R11年度)	農地がこの30年間で半減してきており、農地の保全と活用に向けて、農地貸借の推進により耕作放棄地や違反転用を抑えるとともに担い手への農地集積が必要であり、その取組の効果として、公示されて客観性もある市街化調整区域内での農地貸借面積（農地法3条の賃貸を除く）の増加を適切な指標としています。
③ 援農ボランティア数	172人 (R6年度)	200人以上 (R11年度)	市民と農業のつながる機会に関する取組の効果として、農業者の労働力不足解決に寄与する援農ボランティアの増加を適切な指標としています。 なお、援農ボランティアになるにはかわさきそだち栽培支援講座にて基礎的なそ菜、果樹の栽培について講義と実習を2年間行い、講座修了後、修了生で組織する援農者組織へ加入する必要があります。

### 関連する主な計画

川崎市総合計画  
(総務企画局所管)

かわさき産業振興プラン  
(経済労働局所管)

川崎市緑の基本計画  
(建設緑政局所管)



## 5 施策の内容・目標となる指標 (4) 主なアウトプット等

川崎市総合計画においては、「基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり」に「施策4-1-4 都市農業の振興」を位置付けており、農業施策における主なアウトプット等は次のとおりです。

### 主なアウトプット等

事務事業	取組内容	主なアウトプット
農の担い手育成支援事業	今後の本市農業を担う経営感覚に優れた農業者（担い手）の育成に向けて、認定農業者のほか、農業経営の改善を目指す販売農家や新規就農者への支援を強化するとともに、女性・青年農業者団体が行う活動への支援を通じ、農業者同士のネットワークづくりを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 認定農業者への支援（毎年度）</li> <li>② 新規就農希望者からの相談対応（毎年度）</li> <li>③ 女性・青年農業者団体の活動支援（毎年度）</li> </ul>
農業経営・技術向上支援事業	農産物の生産技術の向上に向けた支援、農業経営の効率化・安定化のための支援、農業技術を理解した市民ボランティアの育成・活用等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業者向けの技術指導（毎年度）</li> <li>② 環境負荷低減に向けた土壌分析等（毎年度）</li> <li>③ 施設整備・機械導入等に対する支援（毎年度）</li> <li>④ 援農ボランティア育成講座の開催（毎年度）</li> </ul>
農業技術支援センター機能更新事業	都市農業の持続可能な発展に向けて、農業技術支援センターの老朽化対策を含めた機能更新に関する検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業技術支援センターの整備・運営手法等の決定（R9年度）</li> <li>② 農業技術支援センターの整備等の実施（R10～11年度）</li> </ul>
農環境保全・生産基盤維持管理事業	農地貸借の促進に向けた奨励や整地支援を重点的に進めるとともに、良好な農環境を保全し、多面的な機能を有する農地の活用を図るほか、安定した農業生産基盤を維持するため、農業振興地域等における農業用施設の維持・管理を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生産緑地の指定（毎年度）</li> <li>② 貸借可能な農地の掘り起こし（毎年度）</li> <li>③ 試験栽培等の協働事業の実施（毎年度）</li> <li>④ 農業用施設の計画的な改修支援（毎年度）</li> </ul>
農とのふれあい推進事業	イベントや情報発信等を通じて地産地消を推進するとともに、収穫体験などを通じて市民が「農」を知る機会を創出します。また、川崎市地域交流農園の管理を行うとともに、農業者が開設する各種農園の普及・啓発を行うことで、市民の農に対する理解を深め、地域の農業の活性化に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民が「農」に触れるイベントの開催（毎年度）</li> <li>② 区画貸し・体験型農園の普及・啓発（毎年度）</li> </ul>